

○厚生労働省告示第二百十三号  
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号）第五条第一項（同令第七条において準用する場合を含む。）及び第四十四条第一項（同令第四十八条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年十一月十七日

今和元年十二月二十七日

厚生労働大臣 加藤 勝信

指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

## 附 則

(適用期日)  
第一条 この告示は、令和二年四月一日から適用する。

## (経過措置)

第二条 この告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五及び別表第八に定める内容は、令和三年三月三十一日までの間は、なおその効力を有する。  
第三条 指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容により、当該事業を行うことができる。  
第四条 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日までの間に、第二条の規定によりなおその効力を有することとされたこの告示による改正前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容を有する研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者は、この告示による改正後の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの別表第五又は別表第八に定める内容研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者とみなす。